

瀬戸内市監査委員公表第10号

令和5年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和5年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた、又は講じない旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月29日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 河 本 裕 志

	監査結果	所管部署	措置状況
指摘事項	<p>収納した現金を早急に収納し、盗難等のリスクを回避するため規則に則った適切な運用をする必要があるにもかかわらず、これを遵守できていないことは規則に違反しており、事故防止の観点からも速やかに是正する必要があると認められる。</p>	<p>教育委員会 長船町公民館</p>	<p>令和8年4月1日より、当日収納した現金については、翌日には指定金融機関に払い込みを行うよう是正し、調定事務を行っている。</p> <p>ただし、土・日曜日の収納金については、月曜日が休館日であるため、火曜日に指定金融機関に払い込みをしています。</p>
	<p>市が所有する備品が備品台帳に適切に記録されていないことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。</p>	<p>教育委員会 長船町公民館</p>	<p>購入した備品の登録を怠っており、遡って備品登録を行ったものである。改めての修正はしていない。</p> <p>備品登録については、備品を購入した年度に適正に登録するよう事務を徹底するようにしている。</p>